令和2年2月１日

各位

向島労働基準協会

働き方改革関連法の4月施行に対処

「直前･労務対策講習会」のお知らせ

働き方改革法の4月施行を目の前に控えて､準備と対策は整っていますか？今後、監督署の臨検があったときの対応に自信はありますか？

中小企業においてもこの4月1日から罰則付きの時間外労働の上限規制などが適用となります。既に、年次有給休暇の取得義務化、客観的な労働時間の適正把握などが施行され、これらに伴う就業規則の変更手続が不可欠ですが対応はお済みでしょうか。更にこれから、勤務間インターバル制度の導入とパワハラ防止措置の義務化、同一労働同一賃金制度が適用されます。

今回の講習会は、こうした働き方改革法の適用時期に留意して効率的に準備を進めるとともに、既に施行されている法令の確実な履行確保を図っていくためのパートナーとして下記により開催するものです。

労働基準法、労働安全衛生法、労働契約法、パートタイム･有期雇用労働法、労働者派遣法等、働き方改革関連法の主な内容を Q&A の形式を交えて分かりやすく説明します。

記

１　日時　　令和２年３月２５日（水）１３時４５分～１６時３０分（開場１３時１５分）
２　会場　　東武博物館 ホール　　墨田区東向島4-28-16　（裏面案内図参照）
３　講師　　社会保険労務士・元労働基準監督官
４　定員　　４５名
５　受講料　会員4,000円（消費税、資料代、テキスト代込）　　会員以外　6.000円
６　申込方法

受講申込：①裏面「申込書」により、向島労働基準協会あてFAX　(03-３６１４-５６６０）にてお申込み下さい。申込書は、「受講票」として講習会当日、開場の受付へご提示下さい。

②受講料は、3月１８日（水）までに次の口座へお振込下さい。
（振込手数料はご負担願います）

１．みずほ銀行	押上支店	普通預金	０５６３５０８
２．東京東信用金庫	本店	普通預金	４６６２８０４
口座名（何れも）		向島労働基準協会	
振込人名の前に講習会の月日をご記入下さい。（記入例　→　０４０７　〇〇カイシャ）			

③ 受講の取消：３月 18 日（火）までの受講取消は受講料全額を返還いたします（振込手数料はご負担下さい）。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おき下さい。なお､受講の取消しのご連絡がない場合も受講料は負担して頂きます。

７　問い合せ先：　向島労働基準協会　　FAX3614-5660　　TEL3614-5631

受付日	令和２年　　月　　日	受講番号	

働き方改革関連法の4月施行に対処

「直前･労務対策講習会」

FAX 申込書 兼 受講票

申込 Fax 送付先　向島労働基準協会　FAX 03－3614－5660

日　時　：　令和２年３月２５日（水）１３：４５～１６：３０　（開場１３：１５）

場　所　：　東武博物館ホール（下記案内図のとおり）

会員･非会員の別	（○を付けてください。） ・向島協会員・三田協会員・大田協会員・王子協会員 ・新宿協会員・渋谷協会員・池袋協会員・品川協会員　・左協会員以外			
事　業　場　名				
所　　在　　地				
	FAX		TEL	
申込担当者・職氏名				
フリガナ 受講者氏名				

・ **個人情報は、本講習の目的以外に利用することはありません。**

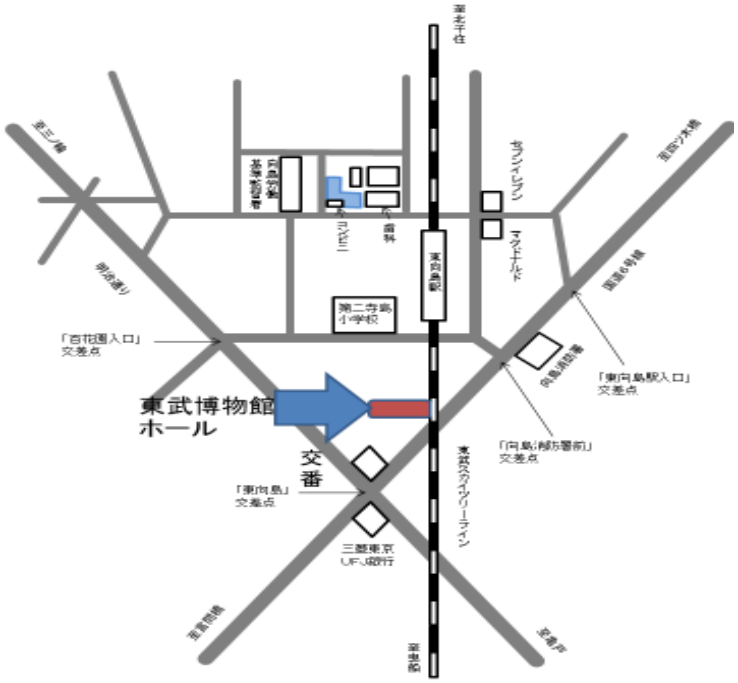

案内図

東武博物館ホール
墨田区東向島４－２８－１６

東武スカイツリーライン
東向島駅下車　　５分

京成押上線
曳舟駅下車　　１５分